

が特別に規定したものであつて、これら特別規定のない場合には本来のところに立ち帰つて当事者の自由意思によつて決定されるべきことになる。
よつて、有価証券は法的根拠がなければ設定し得ないとの原判決の論理は誤りなのである。

二、原判決は「収益票は具体的収益金債権を表彰する有価証券ではなく、免責証券にすぎない」といい、その理由をあげているのでその理由の当否を検討する。

(一) 原判決は「法も約款も収益票の記載要件について規定していないからである」という。

よつて、検討するに(1)前記一のとおり、法が記載要件を規定していないことは、記載事項を当事者の自由な決定に任せたことを意味する。(2)約款が記載要件を規定していないことは、約款も亦拘束していないことを意味するにすぎない。

よつて、この点は収益票の有価証券性を否定する根拠とはなり得ない。

(二) 原判決は「収益票から収益分配請求権を特定できるが、その権利内容を理解することはできない。その権利内容は証券外の事実にかゝつている」という。

よつて検討するに、有価証券理論における権利の「表彰」とは、証券上の記載によつて権利が特定されていることを意味するのであつて、証券の記載のみによつて権利内容が確知し得ることを意味するものではない。手形法一条・二条一項は手形上に一定の金額を明記することを要求しているが、これは手形における強度の取引安全の考慮から金額の明記を法律が特に規定したものである。すなわち、証券上の記載によつて権利内容が確知できることを要求されるのは手形法などの規定のある特殊な有価証券に限られるのであつて、一般の有価証券にあつては手形の如き要求はないから、当事者の自由な決定に任されており、したがつて証券の記載から権利が特定できれば足りるのである。

(三) 原判決は「具体的な収益金債権は権利発生の有無・金額の多寡が各計算期日毎に異なるからである」という。

よつて検討するに、本訴において問題となつている具体的な収益金債権は、いずれも各計算期日において収益が存在し、金額も確定しており、たゞ収益の存在及び金額が証券上に記載されていないというにすぎない。すなわち、本件収益金債権自体は何等浮動的なものではなく、確固として存在する権利である。

(四) 原判決は「権利行使と証券の利用関係について、約款二〇条があるのみで、法八条一項の如き規定がないからである」という。

よつて検討するに、前記一のとおり、法が権利行使と証券の利用関係について規定していないことは、権利の行使方法を当事者の決定に任せたことを意味するのであつて、法の規定がないが故に証券による権利行使が禁止されるのではない。

(五) 原判決は「具体的な収益金債権は受益証券に表彰されている」という。よつて検討するに、原判決の右判示は矛盾も甚しいと評せざるを得ない。すなわち、原判決は収益票の有価証券性を否定する理由として(a)具体的な収益金債権が証券上特定できるが、その権利内容を証券上から確知し得ない、(b)権利発生の有無・金額が各計算期日毎に異なると判示してきた。しかして受益証券は(a)具体的な収益金債権の金額を証券上確知し得ないのみでなく、権利の特定さえなされていないし、(b)権利発生の有無・金額が各計算期日毎に異なる点は収益票の場合と同様である。そうだとすると、収益票の有価証券性を否定したのと同じ理由によつて、受益証券の(具体的な収益金債権に関する)有価証券性も亦否定されなければならない筈である。

(六) 原判決は「甲七ないし一五号証は以上の解釈の妨げにはならない」という。

よつて検討するに、前記一のとおり、具体的収益債権の権利行使を証券によつて行なわせるか否かは、法律による拘束がない以上、当事者の自由意思で決定し得るのである。しかして当事者の意思は約款・取扱慣行等にあられてるのであるから、これを探求するに、

(1) 受益証券から切りはなされた収益票のみを持参した者に対して、全ての信託銀行が収益金の支払をしている(甲八ないし一四号証)。

(2) 受益証券から切りはなされた収益票のみが交換所で交換決済されている(甲一五号証)。もし受益証券がなければ収益金の支払をうけられないとすれば、収益票のみによる交換決済はされない筈である。

(3) 約款二〇条によれば、収益金債権の行使は収益票によつて行なうのである。

(4) 収益票を紛失したときは除権判決を要する(約款八条二項)。収益票が単

なる免責証券であれば除権判決を必要としないであろう。除権判決を要求されるのは収益票によつて権利行使が行なわれるからである。よつて、甲八ないし一五号証等によれば、収益票は権利行使に必要な証券として発行されていることが明らかである。

控訴人代理人

昭和四七年二月三日準備書面

本件収益票が有価証券であることは控訴人46・12・2付準備書面のとおりでである。しかし、仮に有価証券でないとしても、控訴人の払渡請求は認められるべきである。すなわち、一、保証として供託された有価証券についての利息・配当金に関する法令は次のとおりである。

1 供託法四条但書「保証金二代へテ有価証券ヲ供託シタル場合ニ於テハ供託者ハ其利息又ハ配当金ノ払渡ヲ請求スルコトヲ得」

2 供託規則三六条一項「保証のため有価証券を供託した者が利札を受け取ろうとするときは、第三十一号様式の供託有価証券利札請求書二通を供託所に提出しなければならない。」

二、法四条但書は、もとより供託所に対して利息・配当金を請求しうるといふ趣旨ではなく、利息・配当金の請求をなすのに必要な証券を供託所に対して払渡請求しうるといふ趣旨である。けだし、利息・配当金は供託者に属するのであるから、利息・配当金の権利行使に必要な証券を供託所が保管している場合にはこれを返還し、もつて供託者をして利息・配当金の権利を行使させてしかるべきだからである。

法四条但書が右の趣旨の規定であるとするれば、利息・配当金に関する証券（本券たる有価証券ではなく）が有価証券であるか否かを問はず、たとえ免責証券であろうとも、およそ供託者が利息・配当金を取得するのに必要である限り、すべて払渡を認めるべき筋合である。したがつて、法四条但書が利息・配当金に関する証券の種別を規定していないのは、同法条が証券の種別を問わない趣旨と解しなければならない。

三、規則三六条は「利札」を払渡する場合の手續を規定している。思うに、規則三六条は法四条但書をうけて規定されたものであるから、右両規定の趣旨・内容に相違がある筈はない。しこうして法四条但書は利息・配当金に関する証券の払渡を許す規定であり、権利行使に必要であればよく、その証券の種別を問わない趣旨であるから、規則三六条の「利札」とは、有価証券であるか否かを問はず、およそ利息・配当金の権利行使に必要な証券を指すものと解しなければならない。

ひるがえつて考えるに、規則三六条の利札についての右定義は決して特殊な解釈ではなく、極めて一般的なものである。すなわち、利札とはもともと右のような利息・配当金の権利行使に必要な証券全般を指すのであるが、たゞ各種利札の中には国債・社債のように法令によつて義務づけられた結果有価証券として発行されたものも存在する。しかし各種利札の中に利札として発行されたものが存在するからといつて、利札が全部有価証券であると解するのは速断のそしりを免れないのである。原判決の誤りはこの点に存する。

もし規則三六条の利札が有価証券に限ると解すると、規則（省令）によつて法律を改変できないから、規則三六条は、法四条但書が予想したもろもろの証券のうち有価証券たる利札のみに関する払渡手續の詳細を規定した、と解すべきことになる。したがつて、利息・配当金に関する証券で利札でないものについては、第三十一号様式による請求書二通を提出することなく払渡を認められる、という結果になる。

四、本件収益金債権を行使するためには収益票が必要であり（約款二〇条）、約款を喪失したときは除権判決という煩鎖な手續を経なければならず（約款八条二項）、実務上の支払手續も、本券たる受益証券を必要としないが必ず収益票を要求している（甲八ないし一四号証）。

また、約款八条二項において収益票につき公示催告・除権判決手續を行う旨規定されているのであるが、民法施行法五七条は指図証券・無記名証券・記名式所持人払証券について公示催告手續を認めており、発行当事者は右規定を当然の前提として約款を作成している筈であるから、本件収益票は有価証券であるか否かはしばらく措きこれらのいずれかの証券に該当するものとして発行されたことに疑いない。右のとおり、控訴人は本件収益票の払渡を受けなければ収益金の支払を受けられず、ついには収益金債権は時効消滅する事態に陥るのであるから、本件収益票は当該収益金債権を行使するにつき必須の証券というべく、法四条但書・規則三六条に

より払渡を認められるべきである。

五、一方供託所の立場はどうであろうか、もし有価証券でなければ払渡を認めぬとすると、保証の目的が消滅して供託者が供託物の返還を受ける場合にも、本券たる受益証券だけしか返還してもらえないことになる。また、供託有価証券が被供託者の手に渡る場合にも、それ以前に発生した収益金債権は供託者に属するにも拘わらず、供託者は当該収益票の返還を受けられないことになる。結局被控訴人及び原判決の考え方は、供託所はいつたん受け入れた収益票を永久に保管しつづける、というに帰するのであるが、供託所がこのような処置をとる利益と必要がどこに認められるであろうか。

控訴人代理人

昭和四八年三月二七日準備書面

一、収益票が有価証券であることの論拠はすでに主張したとおりである。こゝでは、次の一点を補足する。

収益票には収益金額が記載されてはいない。しかし、そのことは、収益票が有価証券でないという理由にはならない。

すなわち、一定の権利を表彰するのが有価証券である以上、有価証券の券面には一定の権利が記載されていなければならないことは当然である。一定の権利を記載するとは、当該権利を他の権利との混同が生じない程度に「特定」することにほかならない。

しかして、権利を特定する方法としては、当該権利の内容・属性などのうち比較的特徴的な一部を選んで掲記するのが一般であつて、それらの全てを掲げなければ権利を特定し得ないというものではない。

このことは、債権の差押・譲渡関係の書類における対象債権の記載についての実務を見れば明らかである。特に差押対象債権が銀行預金債権である場合に、債権金額が記載されない例が多いことも参考となろう。要するに、債権金額は、債権を特定する要素の一つとなり得るけれども、これの記載がなければ債権が特定できないといった性格のものでは決してないのである。

なお、手形法・小切手法は手形金額を券面上に明記することを要求しているが、これは手形・小切手の高度の流通性を考慮した特則であつて、金額を券面に明記することは有価証券一般の性格ではない。むしろ、手形法・小切手法のような特則が存在することは、金額の記載が有価証券一般の性格でないことを示すなよりの証拠である。

さて、本件収益票には（イ）「三菱信託銀行株式会社・第一二一回ろ号貸付信託受益証券・金壹万円券収益票」と記載され、これによつて（a）債務者名、（b）貸付信託契約に基づく債権であること、（c）右貸付信託契約は右信託銀行が第一二一回目に募集し締結された契約であること、（d）本収益票に対応する受益証券の額面が金一万円であること、（e）これが収益票であることが明らかにされている。（ロ）「昭和〇年〇月〇日渡しと記載され、これによつて収益金計算日が明記されている。（ハ）「ろ5B第一二一三三号」と記載され、これによつてこの収益票と受益証券との対応が明らかにされている。具体的な収益金債権を特定するのに、これ以外の何が必要であろうか。右の記載によつて、本件収益票には具体的な収益金債権が記載されていることは疑いなく、他の種類の権利及び他の具体的収益債権と混同が生じる余地のないことは明白である。すなわち、本件収益票には一定の具体的収益金債権が特定されているのである。

そして、具体的な収益金の分配率は日本経済新聞に掲載される旨約款（二七条、一七条）に明記してあるから、収益金額は右の分配率を収益票掲記の受益証券券面額（一万円）に乗ずることによつて容易に算出されるのである。このように収益金額を知ることは極めて容易である。

以上のとおり、収益金額が収益票に明記してないからといつて収益票の有価証券性を妨げるものではないのである。

二、仮に収益票が当初有価証券として発行されたものでないとしても、商慣習によつて有価証券となつたものである。すなわち、受益証券と切離された収益票と引換に当該収益金が支払われているのが、三菱信託銀行をはじめとする七信託銀行の実際の取扱になつている（甲八～一四号証）。また、社団法人東京銀行協会の交換所においては、受益証券から切離された収益票が、独立に交換決済されている（甲一五号証）。以上のとおり、収益票は受益証券と独立して権利行使されているのが実際であり、換言すれば収益票は実際には有価証券として取り扱われているのである。よつて、仮に収益票が当初有価証券として発行されたものでないとしても、既

に商慣習によつて有価証券たる資格を取得したものである。

被控訴人代理人

昭和四七年四月一八日準備書面

被控訴人は、控訴人の昭和四七年二月三日付準備書面による主張に対し、つぎのとおり反論する。

一 第二項について

(一) 控訴人は、供託法四条但書は、もとより供託所に対して利息・配当金を請求しようという趣旨ではなく、利息・配当金の請求をなすのに必要な証券であれば、有価証券であると否とを問わず供託所に対して払渡請求しようの趣旨であると主張する。

しかしながら、右主張は以下述べるとおりに失当である。

右供託法（以下法という。）四条但書は、いうまでもなく、同条本文をうけて規定されたものであるが、右本文には「供託所ハ供託物ヲ受取ルヘキ者ノ請求ニ因リ供託ノ目的タル有価証券ノ償還金、利息又ハ配当金ヲ受取り供託物二代ヘ又ハ其従トシテ之ヲ保管ス」と規定されているのであるから、右但書をその本文と関連させて解釈すれば、本文の規定によつて供託所が受取り、供託物の従として保管する（所謂附属供託）利息又は配当金は、保証金に代えて有価証券を供託した場合には、払渡を請求することができる旨規定されていることは明らかである。したがつて、右但書に規定する「其利息又は配当金」というのは、本来は、供託所が法四条本文によつて保管する利息又は配当金たる現金又は有価証券（法一条参照）を指しているのである。

ただ、利札は、右の利息・配当金そのものではないが、利札が本券から分離されると独立の有価証券となり、利息・配当金の請求権を表彰する有価証券として、それのみをもつて権利の移転、行使をなしうることとなり、本券がなくとも、これにより利息・配当金を受領しうるので、法四条本文によつて附属供託の請求をした上で、同条但書の規定によつて払渡の請求をするという迂遠な手続を経ることなく、直接に利札の払渡をうければ、それによつて同一の目的を達することとなるので、法四条但書の趣旨により供託規則（以下規則という。）三六条が設けられ、その払渡が認められているのである。

したがつて、法四条但書の趣旨から払渡請求のできるものは、本来の利息・配当金の外は利息又は配当金を表彰する有価証券であつて、利札またはこれに類するものに限られるのであつて、控訴人の主張するように利息・配当金に関する証券が有価証券であると否とを問わず、たとえ単なる免責証券であろうとも、およそ供託者が利息・配当金を取得するのに必要である限り、すべて払渡を認めるべき筋合であるというのは失当である。

(二) 控訴人は、利息・配当金は供託者に属するのであるから、利息・配当金の権利行使に必要な証券を供託所が保管している場合にはこれを返還し、もつて供託者をして利息・配当金の権利を行使させてしかるべきであると主張する。

しかしながら、本件にあつては、収益票は有価証券ではないので、それのみをもつて収益請求権の行使ができず、収益金を請求するためには、供託されている本券である受益証券を必要とするのであり、収益票のみの払渡を受けたところで、法的にはそれのみで収益金を請求できないのであるから右主張は失当である。

もつとも、実務上収益票のみで収益金の支払をする取扱をしているかのごとき証拠もあるがこれは誤つた取扱であり、かかる取扱は各取扱者が自己の危険において行なつているに過ぎないものである。

二 第三項について

(一) 控訴人は、規則三六条の「利札」とは、有価証券であると否とを問わず、およそ利息・配当金の権利行使に必要な証券を指すものと解しなければならないと主張する。

しかしながら、前述のとおり利札が本券から分離されると独立の有価証券となり、その表彰する権利の移転・行使がそれによつてなしうるものであるが故に、特に法四条但書の趣旨によつて払渡が認められるのであり、右法四条但書、規則三六条が有価証券でない証券の払渡を許すものでは勿論ない。有価証券でない証券については、これを払渡す何等の法的根拠もないのである。

また、「利札」は学説上も分離されると有価証券の性質を有するものと解されており、有価証券でない利札もあるとする控訴人の主張はいささか強引に過ぎるものである。

(二) 控訴人は、規則三六条の利札が有価証券に限ると解すると利息・配当金に

関する証券で有価証券でないものについては、第三一号様式による請求書二通を提出することなく払渡を認められる結果となると主張する。しかし、前記二（一）で述べたとおり利息・配当金に関する証券で有価証券でないものについては、これを払渡す何等の法的根拠もないのであるから、右主張は明らかに失当である。

三 第四項について

控訴人は、本件収益票の払渡を受けなければ収益金の支払を受けられず、ついには収益金債権は時効消滅する事態に陥いるから法四条但書・規則三六条により払渡を認められるべきであると主張する。

しかしながら、法四条但書・規則三六条により収益票のみの払渡の請求はできなくとも、民事訴訟法一一六条の規定により担保物の変換をなしてその結果取戻した受益証券および収益票をもつて収益金の支払を受けることもできるし、法四条本文の規定による附属供託の請求をして、供託所が受領した収益金を、法四条但書の規定により、払渡しをうけることもできるのであるから、収益金債権の行使に支障はないのであつて、控訴人の主張は失当である。

四 第五項について

（一）控訴人は、もし有価証券でなければ払渡を認めめるとすると、保証の目的が消滅して供託者が供託物の返還を受ける場合にも、本券たる受益証券だけしか返還してもらえないことになると主張する。

しかしながら、前記三において述べたとおり、控訴人は、収益金債権が時効により消滅するのを阻止する手段を有しているし、取戻の際は分離されていない収益票は受益証券と一体をなしているのであるから、共に返還されることはいうまでもないことである。

（二）右は、供託有価証券が被供託者の手に渡る場合でも同一であり、分離されていない収益票は、受益証券と共に被供託者の手に渡ることとなる。

（三）したがつて、供託所はいつたん受け入れた収益票を永久に保管しつづけるということはないのであるから、控訴人の主張は失当である。

五 以上要するに、本件収益票が有価証券でなければ、法第四条但書、規則三六条の規定によつて、それが直接払渡されることはないのである。

被控訴人代理人

昭和四八年五月二二日準備書面

被控訴人は、控訴人の昭和四八年三月二七日付準備書面第二項についての主張に対し、従前の主張を補足しつつ、さらにつぎのとおり反論する。

控訴人は、貸付信託受益証券の収益票が当初有価証券として発行されたものではないとしても、商慣習によつて有価証券たる性格を取得したものであるとして、各信託銀行および東京銀行協会の手形交換所の取扱いを述べているが、これらは次に述べるようにいずれも理由のないものである。

一 各信託銀行は収益票のみを持参した者に対して収益の支払を行なっている模様ではあるが、これは単に信託銀行が受益証券の呈示がない場合でも、受益者の便宜のため、自己の危険負担において支払をしているにすぎないのであつて、これをもつて、収益票が即、有価証券性をおびるものではない。

ちなみに、貸付信託受益証券の収益票と同じ性格を持つ投資信託受益証券の収益金交付票あるいは分配金交付票については、学説においても従前から有価証券性を否定していることは乙第二号証の一ないし三、乙第三号証の一、二に示すとおりである。

二 控訴人は、収益票が東京銀行協会の手形交換所において独立して交換決済されている事実から有価証券たる性格を取得していると主張するが、東京手形交換所規則第二二条第二項によれば、「利札、郵便為替証書、配当金領収証、その他金額の確定した証券で、当該銀行において領収すべき権利の明らかなものを交換に付すことができる」と規定されており、配当金領収証のような有価証券でないものも交換に付されているのである（乙第四号証の一、二参照）。つまり、手形交換所において交換決済されている証券は唯一有価証券に限るものではなく、収益票も非有価証券として交換決済される一つにほかならない。従つて、手形交換所において交換決済される証券であれば、有価証券であるという理論は成立せず、控訴人の主張は失当である。

主文

原告の請求はいずれもこれを棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

四月二〇日および一〇月二〇日」、(二)記号「第一二一回ろ号」・番号「ろ5日第一二一三三三号」なる事項が記載されている。もつとも、当期に分配されるべき収益の金額そのものは、証券面に記載されていないが、文言性は有価証券一般の要件ではないから、右の記載がない故をもつて収益票の有価証券性を否定することは許されないのみならず、右請求金額の記載を欠くことによつて生ずる有価証券性の稀薄化は、約款八条二項が収益票について除権判決の途を開いていることと、約款二〇条本文が収益は収益票と引換えに支払うものとするとしていることによつて、完全に補なわれているものというべきである。

(二) 仮りに、収益票が有価証券でないとしても、供託法の規定に照らして、収益票の払渡請求は、容認されるべきである。

供託による担保権の範囲は、供託物の元本に限られ、元本から生ずる利息や元本の運用によつて生ずる収益等は、担保権の範囲に属させず、供託者が当然にこれを収得しうるのである。この場合、利息、収益等の払渡請求がなんらかの証券によつてなされるべきものとされているときは、当該証券が有価証券であるかどうかにかかわらず、供託者は、まず供託所からその証券の引渡しを受けるのでなければ、利息、収益等の払渡しを請求することができないのであるから、利札の払渡手続を規定した供託規則三六条の規定は、単に有価証券たる利札の払渡手続にとどまらず、利息、配当等の払渡請求に証券の呈示を必要とするすべての場合の手続について規定したものと解するのが相当である。

以上のとおり、収益票は有価証券であり、仮りに有価証券でないとしても、供託法の規定に照らして収益票の払渡請求は容認されるべきであるから、原告は、第八九号事件の被告に対してその却下処分を、また、第九、六三七号事件の被告に対して右却下処分に係る各収益票の引渡しを求め、本訴に及んだ。

第三 被告らの答弁

一 第九、六三七号事件についての本案前の抗弁

原告が本訴において引渡しを求める各収益票に係る抗告訴訟は、現在当審に係属中であるから、その結果をまたずに被告に対して直接右各収益票の引渡しを求め、ために提起された通常の民事訴訟たる本件訴えは、不適法として却下すべきである。

二 第八九号事件並びに第九、六三七号事件についての本案の答弁

原告主張の請求原因事実はすべて認めるが、その法律上の主張は争う。

(一) 収益票は、有価証券ではない。本件のごとき無記名式受益証券が受益権を表彰する有価証券であることは、法八条および一〇条の規定に徴して、明らかである。ところが、収益票そのものは、分配されるべき当期収益の金額の記載がないために、収益分配請求権の存否および内容は、証券の記載のみでは不明であつて、すべて証券外の実事にかかつており、社債の利札のごとく、履行期や支払金額が明示されている、それだけで権利の内容を理解することができるものとは著しく趣を異にしているのであるから、これを受益証券より分離独立した有価証券であると認めることは、到底許されない。

したがつて、収益分配請求権は、それが具体的な権利として確定したものであるかどうかにかかわらず、すべて、元本償還請求権とともに、受益証券によつて表彰され、具体的権利としての収益分配請求権も収益票と一体をなす受益証券によつて行使するほかはないのである。約款二〇条が収益票と引換えに収益を支払う旨規定しているのは、収益の支払いが集团的かつ大量的に行なわれるので、その便宜と確実性を期するためであつて、原告のいうような具体的権利としての収益分配請求権の譲渡・流通とは、本来無関係である。かように、収益票は、有価証券ではなくし、せいぜい免責証券にすぎないものであるから、収益票を喪失した場合に除権判決を求めることができるとした約款八条二項の規定の合理性は、極めて疑わしいのであるが、それはともかくとしても、この規定がある故をもつて収益票が有価証券であると解することは、許されないといわなければならない。

(二) 収益票が有価証券でない以上、その払渡請求は、却下を免がれない。供託法四条は、保証として有価証券を供託した場合に、供託者はその利息又は配当の払渡しを請求することができる旨規定しているが、この規定は、利息等の金銭を直接請求することを認めたものではなく、供託規則三六条の規定にみられるごとく、国債および社債等の利札のような法律上本券と独立して各期における利息支払請求権等を表彰し、分離して行使・譲渡の対象となりうる有価証券の払渡しを認め、たにとどまり、有価証券でない収益票は、払渡請求の対象とはなりえないのである。

原告は、収益票が有価証券でないとしても、供託規則三六条にいう「利札」に該当

すると主張する。しかし、通常、利札とは、無記名の国債や社債にみられるような証券に附着して各期の利息債権を表彰する無記名証券であり、券面上に利息の支払時期、金額が記載され、所持人において当期分を切り離し、支払場所でこれを引換えに利息の支払いを受けうることのできる有価証券であると解されており（商法三一五条参照）、このことは、供託規則三六条にいう「利札」についても、同様である。

そこで、元来有価証券としての性質を有しない収益票が、別段の規定もないのに、右規則の「利札」に含まれると解することは、ただに合理的根拠を欠くばかりでなく、いたずらに手続の混乱を招く結果となり、到底、許されないところである。また、供託官は、会計法上、保管物取扱主任官として有価証券の取扱権限が与えられているにすぎないので、収益票が受益証券から切り離されることによつて有価証券でなくなれば、その払渡しは、保管物取扱主任官の権限に属さないこととなつて、供託官が収益票の払渡請求に応じられないということからしても、原告の右主張は、失当たるを免かれない。

第四 証拠関係（省略）

○ 理由

原告が昭和四〇年四月二日東京地方裁判所昭和四〇年（ヨ）第二八三三三号不動産仮処分申請事件につきAのために保証金に代えて三菱信託銀行発行に係る貸付信託受益証券（第一二一回ろ号・ろ5B第一二一三三三号、額面金額一万円）一枚を東京法務局に供託し（供託番号昭和四〇年度（証）第二六号）、昭和四一年五月二六日同年法務局に対し右受益証券に附着されてすでに支払期の到来している昭和四〇年一〇月二〇日渡しと昭和四一年四月二〇日渡しの各収益票の払渡しを請求したところ、第八九号事件の被告が同年五月二七日付で収益票は受益証券から分離独立した有価証券ではないとの理由によつて原告の請求を却下したことは、被告らの認めるところであり、右の却下が抗告訴訟の対象たる行政処分であることは、最高裁判所昭和四五年七月一五日大法廷判決（裁判所時報第五五〇号一二頁）に照らして明らかであり、また、成立に争いのない乙第一号証の一・二（乙第一号証の二については、その原本の存在についても、争いが無い。）によれば、本件各収益票は、受益証券の下部に附着し、これと一体として発行された証券であることが認められる。

（一） そこで、まず、本件各収益票が有価証券であるかどうかについて判断することとする。

貸付信託法の規定によれば、受益証券は、貸付信託に係る信託契約に基づく受益権を表示するものであり、（二条二項参照）受益権の譲渡および行使は、記名式の受益証券によつて表示されるものを除いては、受益証券をもつてしなければならず、受益証券は、無記名式を原則とし（八条一、二項参照）、これに記号、番号、信託約款、受託者の商号、券面金額、信託の元本の償還および収益の分配の時期、場所等所定の事項を記載しなければならない（同条四項参照）こととなるので、本件のごとき無記名式の受益証券が受益権を表彰する有価証券であることは、疑いがない。ところで、右の受益権とは、信託契約に基づき受益者が取得する権利の総称であつて、主として、信託財産の合同運用によつて生ずる収益の分配請求権と信託契約終了時における元本の償還請求権とで構成されているものであるが、もともと、収益は、法三条二項の規定に基づき設定された約款の定める年二回の計算期日に益金が生じた場合において、その総益金から租税、公課その他信託事務の処理に要した諸費用を控除した額を元本に依りて各受益者に分配されるものであるから、信託契約によつて受益者が取得する収益債権には、原告主張のごとく計算期日における収益の存在を停止条件として収益の分配を受けるといふ一種の期待権としての債権と、すでに右の停止条件が成就したことによつて発生し、かつ、その金額も確定している収益の分配を受けるといふ具体的権利としての債権とがあるものといわなければならない。しかし、法はもとより約款も、収益票の記載要件についてはなんら規定するところはなく、本件各収益票にも収益票であることの表示、受託者の商号、受益証券の券面金額、収益支払時期、記号、番号が表示されているにすぎず、当期において分配されるべき収益の金額そのものの記載を欠くことは、原告の自認するところであり、かかる表示をもつてしては、証券上、収益分配請求権を特定することはできるが、具体的権利としてのそれについても、権利の内容を理解することが不可能であつて、権利の内容は、証券外の事実に係つていふものといふべく、しかも、権利の発生の有無および金額の多寡そのものが各計算期日毎に異なることからみて、また、権利の行使と証券の利用の関係についても、約款に「収益

は・・・・・収益票と引換に・・・・・支払う。
」との規定がある（二〇条本文参照）のみで、受益証券に関する前記法八条一項の
ごとき権利の譲渡および行使は証券をもつてしなげばならない旨の規一定が設けら
れていないことを徴すれば、たとえ、被告らによつての受益証券に言性がないが如す一
る有価証券性を否定することとは、妥当でないとしても、収益票としての収益分配請
たるにとどまり、原告主張のごとく、独立して具体的権利として、収益分配請
表彰する有価証券であることと認めるところは、到底、許されず、収益分配請
れが具体的権利として確定しているものであるか、どうかを問はず、収益分配請
還請求権とともに受益証券によつて表彰され、具体的権利として、収益分配請
を行使するためには、収益票と一体として発行されたり、予め収益票を受
かなく一もつとも、収益の支払いを受けるにあたり、受益証券をもつてす
分離して呈示することは差支えないが——収益票のみを単独で行使す
律上認められていないものと解するのが相当である。原告挙示の甲第七号証（「収
益票についての各界の取扱いについて」と題する書面）、甲第八号証（い
甲第一号証の一、二および甲第一二ないし第一五号証（いずれも、信託銀行か
原告代理人Bに宛てた「受益証券から切り離された収益票のみを持参す
て当該収益票と引換えに収益の支払いをしている。」旨の回答書）は、右の解
妨げとなる資料とはい離く、また、約款八条二項の規定によれば、収益票に公
催告手続が認められることとはなつては、同条自体、受益証券喪失の場合と
益票喪失の場合とを区別し、後者の場合に公示催告手続が行なわれるのは、当
益者が証券を喪失したときに限り、かつ、証券の両交付は行なわれないこと
のみならず、実務上除権判決の対象は必ずしも有価証券のみに限定されてい
当裁判所に顕著な事実を徴すれば、単に約款の規定によつて収益票に公示催
が認められている故をもつて、収益票が有価証券であると解すべき論拠とは
ず、この点に関する原告その余の主張も、所詮、立法論の域を出ないものであ
採用の限りでない。

（二）次に、収益票が有価証券でないにもかかわらず、収益票の払渡請求は、供
託法の規定に照らして容認されるべきであるかどうかについて判断する。
供託法四条は、保証として、有価証券を供託した場合に、供託者はその利息又は配
当の払渡しを請求することができる旨規定しているが、この規定は、利息又は配
について直接金銭の支払いを請求することを認めたものではなく、供託規則三六条
の規定のごとく、国債、社債等の利札のように法律上本券と独立して当該期日
おける利息、配当の支払請求権を表彰し、分離して譲渡および行使することが
る有価証券（商法三一五条参照）の払渡しを認めたとどまり、有価証券でない収
益票は、払渡請求の対象とはなりえないものというべきである。この点に関する
原告の主張は、独自の見解に基づくものであつて、排斥を免かれない。

（三）されば、本件各収益票の払渡請求却下処分には違法の瑕疵がないので、原
告の請求は、いずれも、その理由がないものとして棄却することとする。なお、第
九、六三七号事件につき、被告は本案前の抗弁を提出しているが、本訴は行訴法一
九条一項の追加的併合と認めるべきであつて、右抗弁は採用することができ
ので、同事件についても、前叙のごとく本案の判断をした次第である。
よつて、訴訟費用の負担につき行訴法七条、民訴法八九条を適用し、主文のとおり
判決する。